

第 1 0 4 号議案

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和元年 1 1 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

小学校及び中学校教育職員の給与を改定する必要がある。

中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例

第1条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例（平成29年中野区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の95」を「100分の110」に改める。

第2条 中野区立小学校及び中学校教育職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の110」を「100分の102.5」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

（委任）

2 この条例の施行に関し必要な事項は、特別区人事委員会の承認を得て、中野区教育委員会が定める。